

平成30年10月1日

市内業者への優先発注等について（お願い）

小田原市では、工事発注において、本市経済の活性化及び市内業者の育成・振興を図る観点から、できる限り市内業者に発注するよう努めております。

入札参加業者各位におかれましては、このような本市の考え方について御理解と御協力をいただき、本市発注工事を受注された際には、市内業者のより一層の受注機会の確保について特段の御配慮を賜りたく、次の事項について十分努力されるようお願い申し上げます。

- 1 本市発注工事の施工に際し、下請発注する場合は、できる限り市内業者を活用するよう努めてください。
- 2 工事を下請発注する場合は、建設業法に従い、適正な価格で請け負わせること、下請代金を適正な期間内に支払うこと等下請契約及び下請代金支払の適正化に努めてください。
- 3 施工に必要な工事資材、建設機械等を購入又は借入する場合は、できる限り市内業者を活用するよう努めてください。

（事務担当）

小田原市総務部  
契約検査課契約係  
電話 0465-33-1323